**支援事業・合同事業規程**

1. （目的）

この規程はFIC会員が個人あるいはグループで行う事業でなんらかの支援が必要な人にFICが支援をすることを目的とするものである。

1. （支援の対象・条件）
2. 活動がFICの事業方針に沿っているもの
3. FIC会員が個人あるはグループでおこなっている事業でスタッフやスキルなどが足りず、FICに支援をもとめるもの

＊責任者がFIC会員であれば、会員外との混成でも可とする。ただし事務局の了解を得ること。

1. 派遣されるスタッフにはその内容に見合った支払いがあること。
2. 支援内容に危険が伴わないもの（危険の例：　資格を持っていないものがチェーンソウなど危険な器具を扱うことなど）
3. 活動現場が安全な場所であること（安全でない場所の例：　感染症、自然災害などでなんらかの制限が設けられている場所など)
4. （支援窓口）

支援事業の受け付け窓口は事務局とする。

第４条　（支援期間）

１年を限度とし毎年見直しをする。

第５条　（会計処理）

　　　　　個々のケースにより対応する。

第６条　（個人情報管理）

事業遂行に関連して収集する、参加者、スタッフその他関係者に関する個人情報は、FICの「個人情報保護規程」に従って管理する。

第７条　（安全）

イベント（下見を含む）に関する安全管理は、FICの「安全管理規程」に従って実施する

(制定・改定履歴)

付則1　2024年4月1日　制定、施行